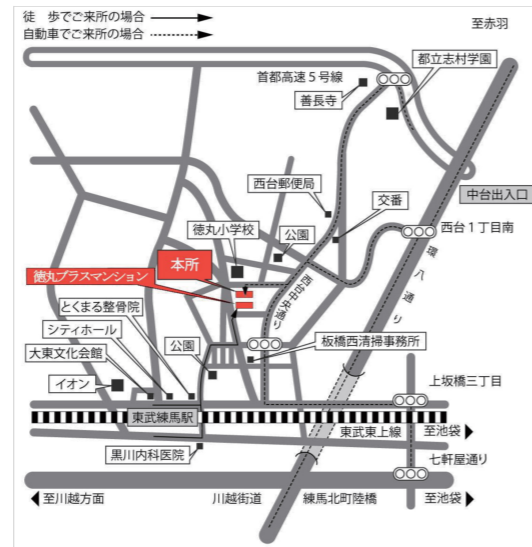


厚生労働大臣登録検査機関（食品衛生法・水道法）
 厚生労働大臣登録試験検査機関（医薬品医療機器等法）
 衛生検査所（臨床検査技師法）
 建築物飲料水水質検査機関（建築物衛生法）
 計量証明事業所（計量法）
 ISO/IEC17025 認定試験所（PJLA 認定# 91584）
 ISO/IEC27001 認証取得機関（臨床検査部、SGSジャパン株式会社認証）



※検体の受付・ご相談は、徳丸プラスマンション1階となります。
 ●東武東上線 東武練馬駅下車 徒歩 10 分

一般社団法人東京都食品衛生協会

■ 東京食品技術研究所 〒175-0083 板橋区徳丸 1-19-10 TEL03-3934-5821
 FAX03-3934-5827
 URL: <https://www.toshoku-giken.jp>

市場分室 〒135-0061 江東区豊洲 6-6-1 管理施設棟 2階 208 TEL03-6633-0430

■ 一般社団法人東京都食品衛生協会

本部 〒111-0042 台東区寿 4-15-7 食品衛生センター TEL03-5828-7190
 衛生事業部 〒170-0013 豊島区東池袋 1-7-9 東京食品池袋ビル 3F TEL03-3982-6400
 銀座総合事務所 〒104-0061 中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館 4F TEL03-3542-0161
 恵比寿総合事務所 〒150-0021 渋谷区恵比寿西 1-7-7 EBS ビル 7F TEL03-5458-1631
 新宿総合事務所 〒160-0023 新宿区西新宿 7-10-7 加賀谷ビル 2F TEL03-3363-3791
 池袋総合事務所 〒170-0013 豊島区東池袋 1-21-11 オーク池袋ビル 7F TEL03-3984-6701
 立川総合事務所 〒190-0023 立川市柴崎町 3-9-7 多摩川実業ビル 3F TEL042-524-7020

URL: <https://www.toshoku.or.jp>

2025.04

試験・検査で社会に貢献する

- 食品等の検査（微生物・理化学）
- 医薬品・家庭用品・化粧品などの検査
- 食品衛生コンサルティング
- 臨床検査（検便・ノロウイルスなど）
- 水質検査（水道法など・簡易専用水道施設）
- その他の検査（異物検査など）



一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所
 Tokyo Food Sanitation Association
 Food Research Laboratory

食品等の検査

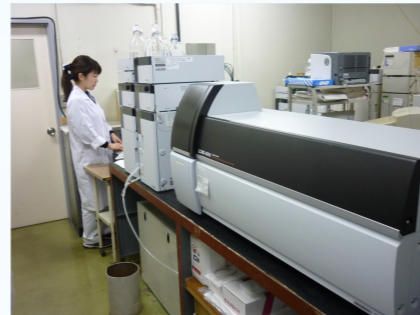
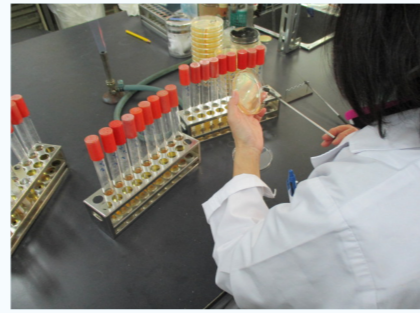
食品の品質および食中毒に関する細菌、真菌、ウイルスなどの微生物学的検査を行っています。また、栄養成分、食品添加物、残留農薬、残留動物用医薬品、微量有害物質および器具・容器包装などの理化学的検査を行っています。食の安全・安心を確保するため、信頼性のある試験検査データを提供します。

■ 微生物学的検査

- ・細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラなどの検査
- ・ノロウイルス検査
- ・成分規格

■ 理化学的検査

- ・栄養成分、食品添加物、残留農薬、微量有害物質などの検査

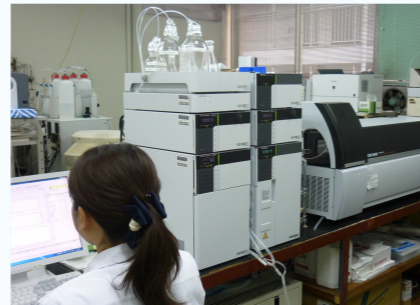


医薬品・家庭用品・化粧品などの検査

医薬品、化粧品、医薬部外品、および家庭用品について、各法律の規格基準に基づく試験検査を実施することにより安全・安心の確保に貢献します。

■ 日本薬局方・化粧品基準・医薬部外品原料規格

- ・家庭用品規制法などに基づく試験検査



衛生相談、衛生指導、現場検査など

食品衛生に関して経験豊かなスタッフが懇切丁寧な衛生相談、衛生指導にあたります。食中毒を未然に防止するため、食品を調理、製造、販売する方々に適切な衛生指導を行います。また、衛生管理の実施状況を食品衛生に関する専門的知識を持った審査員によって客観的に確認する事業を行っています。

■ 食品衛生コンサルティング

■ 拭き取り検査



臨床検査

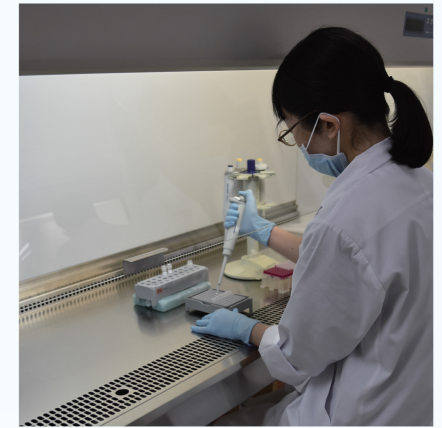
感染症、食中毒を予防するための腸内病原細菌検査（検便）、および大腸がんなどを早期に発見することを目的とする便潜血検査を行っています。これらの検査は、食品関連業務にたずさわる方々の健康管理や、自主的衛生管理などに役立ちます。

■ 腸内病原細菌検査

- ・赤痢菌、サルモネラ、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌 O157 など

■ ウイルス検査（ノロウイルスなど）

■ 免疫学的便潜血検査



水質検査

毎日の生活に欠かせない水、食品製造や飲食店などに使われる水、プール水、井戸水、浴槽水など各種法令の基準に適合した「安全な水」が求められています。水の種類や該当する施設により、規制される法律が異なるため、検査項目や検査頻度も異なります。検査をご依頼の際は、ご相談ください。

■ 飲料水の水質検査

- ・水道法、建築物衛生法、食品衛生法、飲用井戸等衛生対策要領などに基づく水質検査

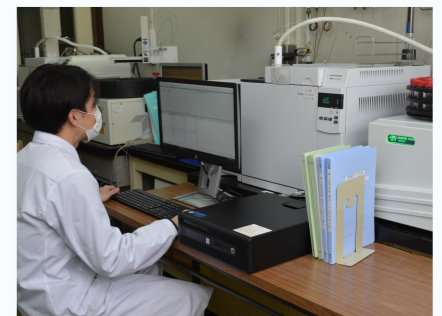
■ プール水・浴槽水の水質検査およびレジオネラ属菌検査

- ・遊泳用プールの衛生基準、学校環境衛生基準、公衆浴場法などに基づく水質検査

■ 水道用資機材・水道用器具の浸出試験

■ 排水などの計量証明

■ 簡易専用水道施設および小規模貯水槽水道施設の管理の検査



その他の検査

お客様からの苦情に対応する異物検査などにもお応えしています。

■ 異物検査（毛髪鑑別、材質鑑別など）

■ 食物アレルギー検査

■ 抗菌効果試験

■ 放射性物質検査

■ 保存検査（賞味期限設定などに）

